

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成29年9月22日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）川井徳子，小山新造，匠原成和，高見武志，舟木豊，藤井茂久，小西義博（兼務），木太伸広

（家裁委員）佐野誠，鳶川安雄，匠原記世子，竹内輝明，豊澤孝彦，野瀬吉信，朝守令彦，小西義博（兼務），渡邊雅道

（事務局等）地裁 角間民事首席書記官，大國刑事首席書記官，荒谷事務局長，藤本事務局次長，西総務課長，横山総務課課長補佐，平井会計課課長補佐，松永文書係長，吉岡事務官

家裁 松井首席家裁調査官，濱口首席書記官，藤原事務局長，関本事務局次長

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

(1) 所長挨拶

(2) 委員長選出

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会において，いずれも小西義博委員が委員長に選出された。

(3) 委員長代理指名

地方裁判所委員会において木太伸広委員，家庭裁判所委員会において渡邊雅道委員が，それぞれ委員長代理に指名された。

(4) 意見交換（地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同テーマ）

テーマ「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応」

（裁判所から「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応」についての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

○ 身体障害が一番分かりやすいが，身体障害と違い，知的障害や精神障害は外観からすぐには分からない。発達障害者への対応方法の御説明もあったが，発達障害も色々あって，一見して分からないので，対応方法についての研修の内容を教えてください。

● 先ほど研修の実施状況について御説明したが，その他の取組状況については，発達障害者への対応のポイントを簡単にまとめたリーフレット等を配布し，職員の意識を高めて，窓口対応に臨んでいる状況である。リーフレットの対応ポイントの具体例は，ゆっくり丁寧に繰り返し内容が理解されていることを確認しながら対応する，なじみのない外来語の使用は避ける，二重否定表現を用いない，通常口頭で行う説明や案内に関しても紙にメモをして渡す等のポイントを挙げている。

- 発達障害を持った方の中には、視覚や聴覚に敏感な方もいる。そういうことも職員に研修で教えているのか。
- 障害者に対する対応は正解がそれぞれあるわけではなく、ケース・バイ・ケースの対応を考えていくことになる。配慮を要する点がないかをしっかり聞き、ニーズに対して、きめ細かに対応する意識付けを研修等でしている。
- それで良いかと思うが、相談室で電気を暗くしてほしい方や、もう少し小さい声で話してくれという方もいると思うので、そのようなことに対して研修でやった方が丁寧に対応できる。また、大きな声で丁寧に対応したら機関銃のように聞こえることもあるので、障害への対応は結構難しい面がある。障害は色々あり、色々理解した上で、相手の話を聞いてあげるという、基本的に、福祉は優しい気持ちで丁寧に対応することであるので、そういうことでお願いしたい。

（裁判所から、昨年４月以降の当庁における障害者の方への配慮事例を委員会に報告した上で、意見交換を行った。）

- 各組織や事業所での取組を御紹介いただいた上で、裁判所への質問や意見をいただきたい。障害者差別解消法は、行政機関と事業所の両方を対象にしており、行政機関や公共団体に関しては合理的配慮をするという作為義務を課しており、事業所については努力義務を課している。より施策を求められている行政機関や地方公共団体での取組を御紹介いただきながら、意見や質問を伺いたい。
- 奈良県の障害者施策について、簡単に説明させていただく。裁判所の庁舎に入るのは初めてであるが、裁判所でのバリアフリー施策の取組について感心した。広報広聴課では、テレビ、新聞、ホームページ、県民だより奈良、県の広報誌を発行しており、県の全世帯全てにあたる５６万部を配布しているが、５６万部以外に、点字版２００部、音声版２００部も発行している。点字版や音声版を望んでいる読者へ直接配布したり、福祉施設等の公共機関へも配布したりしている。毎週、日曜日と火曜日に放送している県政フラッシュでもアナウンサーの表現を字幕で表現している。

平成２７年３月に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が成立し、平成２８年４月に施行されている。法律と同様で、障害者への不利益取扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的配慮について定めたものであり、どのような形で実践していくかというガイドラインも平成２８年４月から作成している。平成２９年４月に「奈良県手話言語条例」が施行され、手話も言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関する施策を推進することを目的としており、全国でも数番目である条例と聞いている。

- 平成２８年４月１日から障害者差別解消法が施行されたが、大学でのバリアフリーの施設については、文部科学省も力を入れて予算の配慮をしており、大学の３００名ほど収容可能な大講義室でも、前の方は車いすのためのスペースがある。階段もスロープを整備している。

大学入試センター試験でも、聴覚障害の受験生については、英語のリスニング試験において、耳の不自由な方用のヘッドホンを貸与したり、別室で時間を延長したりして対応している。

トイレや図書館については、市民も入館できるようになってきているため、多目的トイレや母親が乳幼児の世話をできる空間がある。

- 障害のある生徒が特別支援学校ではない県立高校を希望する場合は、受験のときに別室でその生徒の状態に応じて時間を延長するなどしている。入学が決まると、校舎の中の動線を考えて、全てスロープにしたりしてバリアフリー対策を行う。予算措置を付けて、最大3年間、支援員をつけてもらうこともある。電動車いすを利用する生徒について、支援員が介助を行ったり、デジタルの教科書を使用したり、車いすで教室に入ったり、3年間ずっと1階の教室にしたりしている。支援員と一緒に体育の授業に参加し、電動車いすで50メートル走を行うなど、障害のない生徒と同じ生活を送れるように対応している。また、保護者で聴覚障害がある場合は、入学式、卒業式、三者懇談、進路に関わる大切な説明会において、予算措置をして手話通訳人をつけている。また、障害とは別であるが、外国籍の方には母国語通訳をつけたりして、生徒の受入れ態勢を行っている。
 - 先ほどの裁判所の説明の中で、質問があれば伺いたい。
 - 車いすを利用された裁判員の方がおられたと聞いたが、原告、被告、傍聴人等の中では、どのくらいの方が車いすを利用されているのか。
 - 冒頭の基本説明で、月二、三件、相談窓口へ相談を受けていると申し上げたが、統計はとっていないものの、そのうちの半分近くが車いす利用者の方の事例というイメージである。
 - 101号法廷は、車いすが最大で4台入れるということであるが、訴訟対象者が障害者の場合等で、4人以外に車いすで入れなかったことはないか。
 - 当庁ではこれまで困ったケースはない。他庁では、もっと多くの車いすの利用者が来られて、対応した事例を耳にしたこともある。
 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が出来た背景を教えてください。
- 公の施設は、銀行もそうであるが、乗り越えてやっていくべきだと思うが、一般の事業会社にどこまで求めていくかについては、同じレベルを要求することは難しいのではないかと個人的に考える。大企業等、できることからやっていくべきである。
- 事業所と行政機関や公共団体とでは立て付けが異なっており、事業所は差別の解消をするように努めなければならないとなっているが、行政機関や公共団体は必要かつ合理的な配慮をしなければいけないとなっている。直ちにできることとできないことがあるため、出来る範囲でということになるが、法律上、事業所と公共団体とでは義務の程度が異なっている。
 - 立法の背景については、国際条約を批准し、司法機関もその条約に含ま

れていたため、通達等を定めたという経緯があると認識している。

- 2008年に障害者の権利条約が発効され、2014年に日本も締約するために、障害者総合支援法、障害者基本法、障害者差別解消法を定めて、障害者の権利条約の精神を法において体现したというのが立法の背景だと考える。
- 見学の際に気付いたが、視覚障害の方々が入り口のところから杖を使って一人で歩けなかったり、案内板に視覚障害の方々への点字がなかったり、法廷等の案内表示についても視覚障害の方々への点字もなかったりするなど、一人では来られないという施設の瑕疵がある。
- 一人では来られないような施設面での不備があるという御指摘があったが、設備等の問題で他に気付いたことがあれば伺いたい。
- 最初に少し切り分けて話していただきたいことは、行政と民間では努力義務以上にすべきことが違う。必ず設備を整備しないといけないことと、我々民間が努力することは全く違うと思う。要は、民間は客としてその人たちを排除してしまうことであり、それは機会を失うことである。公共が義務を負っていることとは切り分けて話していただかないと、我々民間の人間は公共にこうしてほしいとは言えなくなってしまうので、その辺りは整理していただきたい。

障害ではないが、国籍はあるが、文字が読めない人、例えば、海外で育ってきた人についての配慮はどうか、我が社でも日本国籍だが、海外で育った職員がいる。彼らは日本語の会話はできるし、交通規則や交通標識等の交通安全のことを理解している。しかし、ひらがなしか読めなくて、難しい漢字の意味を理解できない。彼らが、万が一、交通事故を起こして出廷したときに、きちんとした審理を受けられるのか、今日、非常に不安に思った。表示をしている各部屋に点字の案内板がないと先ほど申し上げたが、ひらがなの表記もない。これでは、知的障害の方が困るのではないかと思った。もう少し開かれた裁判所にするためにどういうことが必要かについては、もう少し違う視点の話が必要なのではないかと思った。

- 他にここが足りないという点があれば、御意見を伺いたい。
- 我々医者の世界の中では、身体障害者等に対して色々な角度から検討している。身体的虚弱、精神的虚弱の人たちのことをフレイルという言葉で表されていて、その人たちをどのように医療や介護でやっていくかが、今、一番大きな問題となっている。来年4月に医療と介護の同時改定があり、医療と介護を両方見ていこうという話になっている。フレイルに対する対応を求められている。

裁判所で言われている身障者は、我々医者が考えている身障者とは異なる可能性があるので、確認したい。身障者手帳を持っている人に限るのか、それとも、広く解釈するのか。

- 広く解釈する。裁判を受けるに当たって支障のある方ということである。
- 広くということであれば、色々な問題が出てくる。認知症の問題が議題

に上がっていないが、認知症の方は、どういう手続で裁判を受けるのか。また、代理人のような人間が代行するのか。医者立場から言うと、認知症の患者が裁判を受けることは非常に厳しいものがあると思うが、そういう点はどうか。

- その方が当事者能力を有するという前提での配慮としては、身内の方等の付き添いを特別に認めるケースは一般的にあると認識している。
- この点は、そういう配慮で良いと思う。ラウンド法廷で磁場を作って、聴覚障害の人によりはっきりと言葉が伝わるようにしていたが、磁場は非常に問題がある。例えば、ペースメーカーやICDを埋め込んでいる患者にとって、磁場は非常にきつい。医療現場の中で、磁場を発生して検査をするのがMRIであり、MRIの場合は、ペースメーカー等を持っていたらやらない、やってはならないという解釈になっている。ラウンド法廷で磁場の範囲でやっていることにつき、そこまでチェックされているのが気がなった。
- その点については、御指摘のとおりだと思う。磁場があることを御説明して、支障がないかの安全性を確認した上で行いたい。
- 合理的配慮の事例紹介の1例目は、心臓病を患っている民事訴訟の原告ということであるが、こういう場合には医者の診断書を取るのか。要するに、法廷に出ても大丈夫だという医者の診断書をとっているか。
- 一般論で申し上げますと、地方裁判所における審理でいらっしゃる方の多くは、代理人として弁護士をつけているので、健康面を含めて、出頭について代理人に確認することが多い。本人で来られている場合は、本人からの診断書が提出されれば、配慮することになろうかと思うが、多くの場合は代理人にその辺りをみていただいて、出頭することが難しいから、別のところで尋問してほしい等の申出があることが一般論である。
- 自宅で尋問してもらうことは可能か。
- 可能である。実際に赴いた経験もある。
- 裁判所に出頭して何か起こったときに誰が責任を取るのかが気になったが、そういう配慮があるなら全く問題ないと思う。
- 視覚障害者が裁判所に来た時に、一人で来られる手当が出来ているのかという指摘があった。ループ型の使い方については、安全配慮をする必要があるとの指摘があった。ひらがなの表記も問題点の一つであり、検討しなくてはいけないと思う。

先ほど皆様から御指摘があったように、障害の内容については本当に色々あり、全部に対して十分に出来ているかという点とまだまだ不十分な点があると思う。そのために、これからも色々な意見を伺いながら、あるいは提供を受けながらやっていかななくてはならないと思う。障害があることを理由にして、裁判を受ける、あるいは裁判所に来ることを躊躇したり、あきらめたりすることのないように、これからも対応していかなくてはならないと思う。直ちに、予算措置を講ぜられないこともあるので、その点

については、マンパワーでカバーし、序としてチームワークで対応する、あるいは一人一人の職員の意識啓発や研修をしていきたい。何人かの方から御指摘があったが、発達障害の問題に関しては、お会いした相手がどのような状況なのか、どのようなことに対応できないのかを対話の中で明らかにして、個別に対応していかなくてはならないと思う。